

熊本市公報 (臨時)

第 1 4 2 7 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目 次

公 告

○消防法に基づく命令 (公告第 512 号)	8
------------------------------	---

公 告

公告第512号
平成30年8月8日

消防法(昭和23年法律第186号)第12条の3第1項の規定により命令を行ったので、同法第12条の3第2項の規定により次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 防火対象物の所在地
熊本市中央区古川町32番地
- 2 名称
オリックスレンタカー熊本店
- 3 命令を受けた者
 - (1) 鹿児島市鴨池新町12番12号
 - (2) 南九州レンタリース株式会社
取締役社長 松尾 利昭
- 4 命令事項
平成30年8月6日17時20分以降、油分離槽から油分が検出されなくなり、公共の安全が確保されるまでの間、自家用給油取扱所の使用を停止すること。
- 5 命令年月日
平成30年8月6日